

### 〈社会福祉施設の場合〉

社会福祉施設における宿直勤務について、一般の宿直勤務の場合と同様に、常態としてほとんど労働する必要のない勤務のみを許可の対象とし、昼間の通常の労働の継続延長である場合には宿直として許可すべき限りでないことは、昭和二十二年九月十三日付け発基第十七号により示されているとおりであるが、その許可に当たっては左記により取扱われたい。

記

一 社会福祉施設における宿直勤務については、次に掲げる

条件のすべてを満たす場合に、労働基準法施行規則第二十三条による許可を与えるよう取り扱うこと。

(1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。

(2) 夜間に従事する業務は、前記通達で示されている一般の宿直業務のほかには、少数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業に限ること。

したがって、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同態様の業務は含まれないこと。

(3) 夜間に十分睡眠がとりうること。

(4) 上記以外に、一般の宿直許可の際の条件を満たしていること。

二 社会福祉施設に保母等が住

み込んでいる場合、単にこれをもって宿直として取り扱う必要はないが、これらの者に前記通達で示されている一般の宿直業務及び上記一(2)の業務を命ずる場合には、宿直勤務として取り扱うことを要するものであること。〔昭和四九・七・二六発基第三八七号〕

### 〈社会福祉施設の場合の留意点〉

昭和四十九年七月二十六日付け発基第三八七号をもって通達された「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて」の運用に当たっては、左記の見解に留意されたい。

記

〔通達の性格〕

一 社会福祉施設の宿直許可の基準は、施設の特異性からして特例を認め通達したものであるか。

(見解) 社会福祉施設における宿直許可の取扱いについては、従前示されていた一般の宿直許可基準のみでは明確でないで、その取扱いの細部を明らかにしたものであって特例を認めたものではない。

〔軽度かつ短時間の作業〕

二 本通達に示された「軽度かつ短時間の作業」とは、どの程度の作業をいうか。

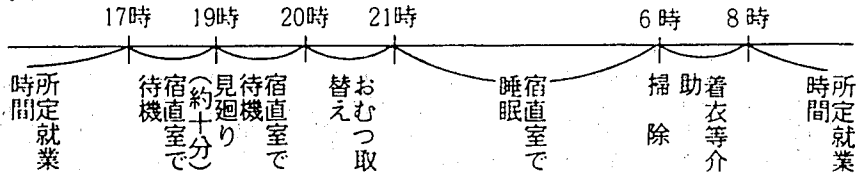
(見解) 「軽度」とは、

おむつ取替え、夜尿起こしであつても要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まず、「短時間」とは、通達に示された介助作業が一勤務中に一回ないし二回含まれていることを限度として、一回の所要時間が通常十分程度のものであること。

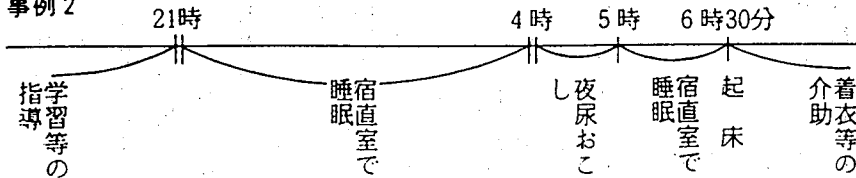
〔事例一〕

三 養護老人ホームで所定就業

事例 1



事例 2



時間(八時~十七時)終了後下図のような断続的勤務がある場合、おむつ取替えの時間(二十時~二十一時)と着衣等介助、掃除の時間(六時~八時)は労働時間とし、これらの時間を除く十七時から八時までを宿直とすることはできないか。

(見解) 設問のごとく常態的に毎晩おむつ取替えが一時間ある場合は、所定就業時間終了後(十七時)から宿直とすることは認められない。

宿直は、通常の労働から完全に解放された後のものであり、したがって、この場合は二十一時以降六時までが宿直許可の対象とされる。

四 右記の場合、睡眠時間中に老人の急病等のため介助することがあるが、その場合は如何に取り扱うべきか。

(見解) 法第三十三条又

は法第三十六条に基づく時間外労働の手續を行わなければならず、また、その時間に対応する時間外労働及び深夜業に対する割増賃金を支払わなければならない。

なお、このような介助業務が度々ある場合には、宿直の許可が与えられないこととなるので交替制等の勤務体制が必要となること。

〔事例二〕

五 養護施設で児童と起居をともにする職員について、次のような勤務形態で宿直室に待機させる場合、休憩自由利用除外の許可をうけ二十一時から四時、五時から六時三十分までの間を休憩時間として取り扱うことはできないか。

(見解) 指定宿直室での睡眠時間は、児童の急病等の異常事態発生に備えての待機の時間で宿直の実態を有する

ものと認められるので、休憩時間とは認められない。

六 上記の場合、休憩時間として認められないとき、二十一時から六時三十分までを宿直とし、夜尿起こしの時間(四時から五時)のみを通常の労働時間として取扱うことは可能か。

(見解) 通常の労働が、常態的に宿直時間の途中に含まれている場合は宿直として許可することができない。

しかしながら、設問の場合において二十一時から四時までの間を宿直として取り扱う場合においては、許可の対象となる。

〔宿直回数〕

七 宿直回数について、人員等の関係から週一回の原則の例外を認めた解釈例規があるが、これは社会福祉施設に対しても適用されるか。

(見解)

人員等の関係から週一回の原則を確保しがたい事情がある場合に、労働密度が薄く労働者保護に欠けるおそれがないと認められる場合に限り例外を認めうるものであり、社会福祉施設についても、このような場合には対象とされる。

〔宿直手当額〕

八 条例等により一般の宿直直手当額についての許可基準(昭和三〇・八・一基発第四八五号)未満の手当額が定められている場合、これによる許可申請は許可されないか。

(見解) 許可基準に達しない限り許可されない。

九 宿直時間が八時間以内の場合において、宿直手当が許可基準である一人一日平均額の三分の一を、一般的な所定終業時刻から所定始業時刻までの間の時間(十四時間)と宿

直勤務時間の比率で減じたもの（例えば七時間の場合は1／3×7／14＝1／2となる。）で許可申請した場合には許可されるか。

（見解） 設問の場合は、許可される。

〔住み込み保母〕

一〇 保母等が施設構内に住み込んでいる場合において、児童の急病等のため介助する場合があるが、その場合は如何に取り扱うべきか。

（見解） 設問については、右記四の（見解）のとおり取り扱わなければならない。  
〔昭和四九・七・二六基監発第二七号〕